

令和3年度宮城県指定障害福祉サービス事業所等実地指導総括

令和4年6月17日現在
障害福祉課所管分

指導先 指摘事項	生活介護	自立訓練 (生活訓練)	障害者 支援施設	就労 移行支援	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	児童 発達支援	放課後等 サービス	居宅訪問型 児童発達 支援	保育所等 訪問	総計 (〇事業所)	比率
人員	1	1				1	1	1			5	4.3%
事業所の設備											0	0.0%
説明及び同意		1				1					2	1.7%
契約支給量の報告	4	2			2	8	2	2			20	17.2%
サービス提供の記録	1					1					2	1.7%
利用者負担額等											0	0.0%
給付費に係る通知等		1									1	0.9%
個別支援計画	2	3			2	21		1			29	25.0%
賃金、工賃					1	2					3	2.6%
施設外就労、施設外支援											0	0.0%
運営規程											0	0.0%
非常災害対策	1	1				3					5	4.3%
衛生管理等											0	0.0%
掲示	1					2	1	1			5	4.3%
苦情解決		1			1	2					4	3.4%
秘密保持等											0	0.0%
事故対応	1					2					3	2.6%
会計の区分						5					5	4.3%
利用者預り金											0	0.0%
変更の届出						1					1	0.9%
業務管理体制	1	1				3					5	4.3%
介護（訓練等）給付費	9				2	11	3	1			26	22.4%
その他											0	0.0%
合計	21	11	0	0	8	63	7	6	0	0	116	100%

○主な指摘事項

①内容及び手続きの説明及び同意 ②個別支援計画の作成等 ③介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い

令和3年度宮城県指定障害福祉サービス事業所等実地指導総括

令和4年6月17日現在
各保健福祉事務所所管分

指導先 指摘事項	居宅介護	重度 訪問介護	同行援護	行動援護	短期入所	共同生活 援助	自立生活援 助	児童発達支援 (センター以外)	放課後等 サービス	保育所等 訪問支援	地域相談 支援	総計 (〇事業所)	比率 (〇事業所)
人員	2					1			4			7	6.4%
設備												0	0.0%
説明及び同意	2	1		1		3	1	2	3			13	11.8%
契約支給量の報 告												0	0.0%
サービス提供の 記録	2				1				2			5	4.5%
利用者負担額等	3	3		1	1	2			2			12	10.9%
給付費に係る通 知等							1					1	0.9%
個別支援計画	1					11		5	10	3		30	27.3%
サビ管（児発 管）の責務												0	0.0%
管理者の責務									1	1		2	1.8%
運営規程	2				1	4			4			11	10.0%
非常災害対策						2			1			3	2.7%
衛生管理等						2						2	1.8%
掲示	1					2			1	1		5	4.5%
虐待等の禁止												0	0.0%
秘密保持等												0	0.0%
苦情解決												0	0.0%
事故対応	3	1				3				1		8	7.3%
会計の区分												0	0.0%
記録の整備						2						2	1.8%
利用者預かり金												0	0.0%
変更の届出					1							1	0.9%
業務管理体制						1						1	0.9%
介護給付費					1	1		1	4			7	6.4%
その他						2						2	1.8%
合計	16	5	0	2	5	36		8	32	6	0	110	100%

○主な指摘事項

- ①内容及び手続きの説明及び同意 ②個別支援計画の作成等 ③掲示 ④介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い

主な指摘事項

～特に指摘の多かった事項～

◎内容及び手続きの説明及び同意

- ・利用契約書や重要事項説明書に必要事項が記載されていなかった
（重要事項説明書に第三者評価の実施状況の記載がなく、事前同意がないもの多かった）

◎個別支援計画の作成等

- ・アセスメント（利用者との面接）の記録が確認できなかった
- ・個別支援計画の原案が作成されていなかった（記録として残されていなかった）
- ・個別支援計画の作成に係る会議が開催されておらず、会議録が残されていた
- ・個別支援計画の作成や、利用者又はその家族の個別支援計画への同意が、サービス提供開始前に行われていなかった
- ・個別支援計画で定めるべき長期目標や短期目標の内容が、具体的ではなかった
- ・モニタリングは行われていたが、計画の見直しが行われていなかった

◎介護（訓練等）給付費の算定及び取扱い

- ・欠席時対応加算において、欠席の確認のみで相談援助の記録が残っておらず、加算算定の要件を満たしていなかった
- ・算定要件に係る職員の退職等により、算定要件を満たさなくなっていたが、算定を終了していなかった
- ・個別支援計画が作成されていなかったが、減算していなかった
- ・送迎加算ほか、記録整備や実績報告を要件とする加算において、適切に記録や報告が行われていなかった

→ 令和3年度も、要件を満たしていないまま請求しており、給付費について返還する事例がありました

◎掲示

- ・運営規程の概要、重要事項等説明書、従業員の勤務の体制等が掲示されていなかった

○賃金、工賃

- ・工賃支給規程が定められておらず、適切な額の工賃が支払われていなかった
- ・生産活動の収支差額に相当する金額が、利用者に対して賃金、工賃として適切に支払われていなかった

○人員に関する基準

- ・人員配置上必要な職員が不在のままサービスが提供されていた
- ・県に届け出ている勤務形態一覧表と実際の職員配置（職員数や勤務時間など）が異なっていた

○事業所の設備

- ・県に届出のないまま設備の用途を変更していた

○契約支給量の報告等

- ・受給者証に必要事項を記載していなかった
- ・受給者証を保管していなかった
- ・市町村への報告を行っていなかった

○サービス提供の記録

- ・サービス提供の記録について、利用者から適切に確認を受けていなかった

○介護（訓練等）給付費の法定代理受領額に係る通知等

- ・利用者に対して介護（訓練等）給付費の法定代理受領額を通知すべきところ、その月の請求額を通知していた

○施設外支援，施設外就労

- ・人員配置基準や，訓練目標に関する達成度の評価等の要件を満たさないまま，施設外支援，施設外就労を行っていた

○非常災害対策

- ・非常災害時における利用者の安全の確保等のために必要な措置に関する計画や，避難経路図が作成・掲示されていなかった

○虐待等の禁止

- ・虐待防止に関する対応マニュアルや，研修計画が策定されていなかった

○会計の区分

- ・福祉事業会計と，生産活動に関する会計（就労会計）が区分されていなかった
- ・多機能型事業所等において，サービスの種別ごとに，決算書類上の会計が区分されていなかった

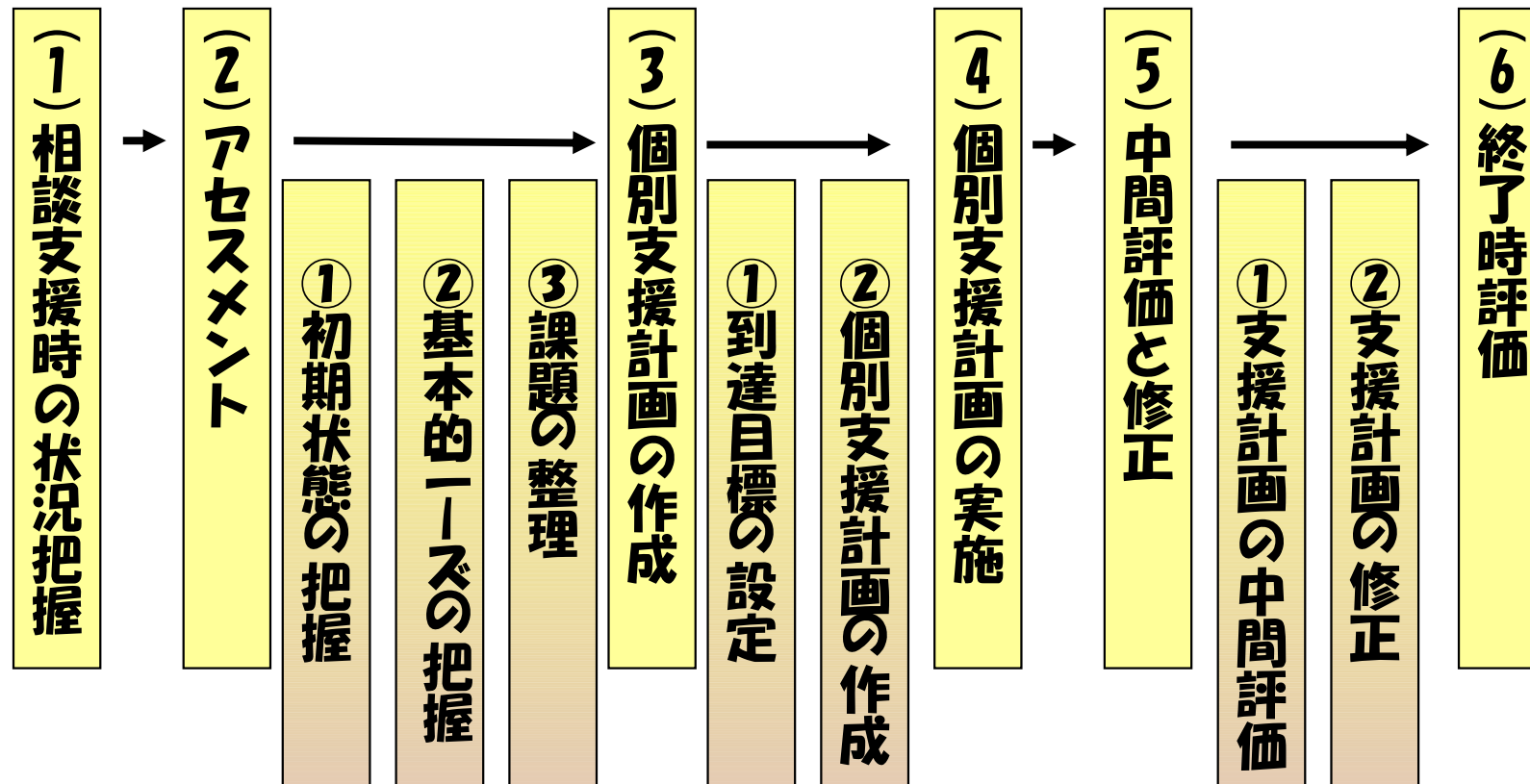
○変更の届出

- ・人員や設備の用途を変更していたが，県に適切に変更届が提出されていなかった

もう一度再確認を！

- 人員に関する基準，設備に関する基準，運営に関する基準を遵守しているか
- 加算を算定する場合は，算定の要件についてしっかり確認を行っているか
- 実地指導において指摘のあった事項について，改善を行い，従業者に周知を図っているか

サービス提供のプロセス



出展：国立リハビリテーションセンター作成

平成24年度サービス管理責任者等指導者養成研修資料(一部改変)

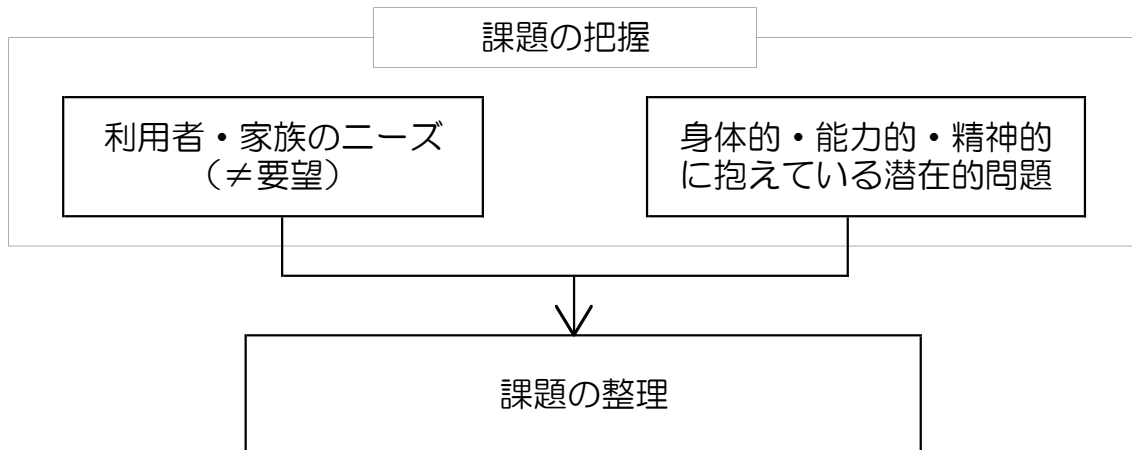
http://www.rehab.go.jp/College/japanese/training/24/serviceskanri_doc.html

アセスメント(課題の把握)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則47条（平成25年宮城県規則第39号，以下宮城県条例規則という。他のサービスも同様の規定あり。）

- サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- アセスメントに当たっては、**利用者に面接して**行わなければならない。この場合において、**サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。**

◎サービス管理責任者が自己の責任において、客観的に利用者のニーズ（課題）を把握する。



- ・利用者との面接
 - ・家族との面接
 - ・関係機関（病院や他の事業所等）との連携
 - ・支援員が記載しているケース記録
- etc...

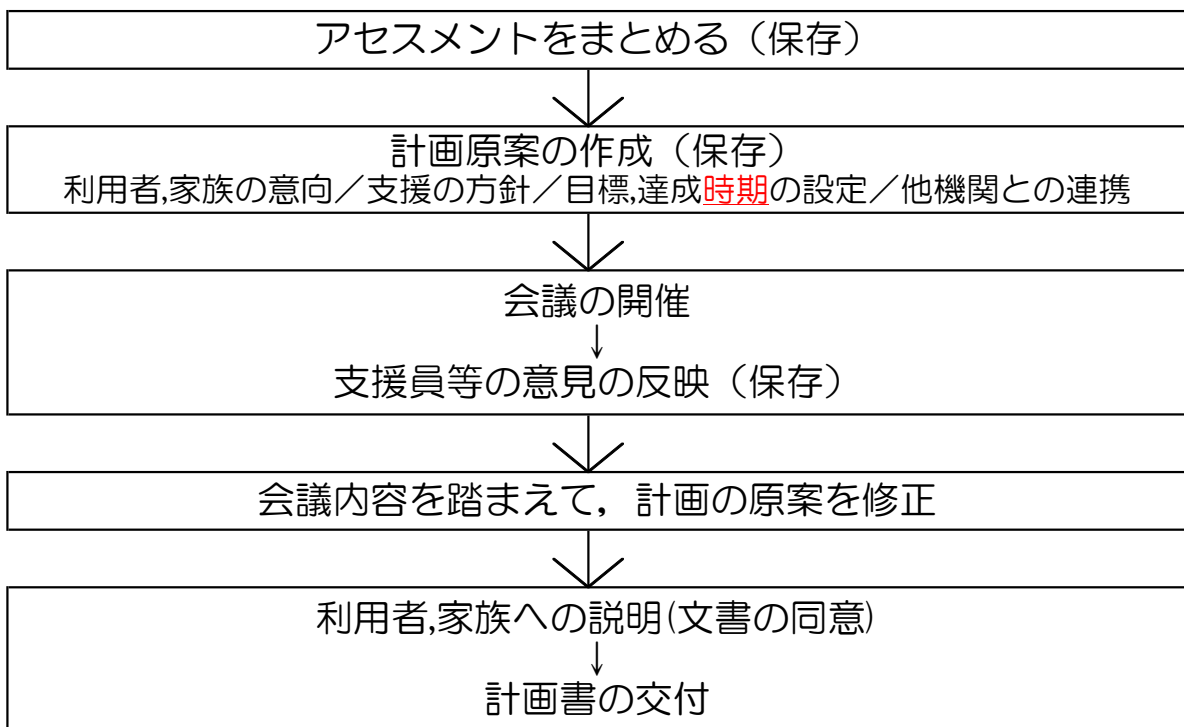
主な指摘事項

- ・面接を行っていない。
- ・面接を行っているが、記録が残っていない。
- ・面接の際に面接の趣旨を利用者に説明していない。
- ・面接をサービス管理責任者以外が行っている。

計 画 の 作 成

宮城県条例規則47条

- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。



主な指摘事項

- サービス管理責任者以外が作成している。
- 短期と長期の目標を作成することが望ましい。
- 計画書の原案が保存されていない。
- 会議を開いていない。（議事録が残っていない）
- 利用者or家族の文書の同意を得ていない。
- 利用者へ計画書を交付していない。
- 交付や文書同意が計画開始前にされていない。

モニタリング(計画の評価)・計画の見直し

宮城県条例規則47条

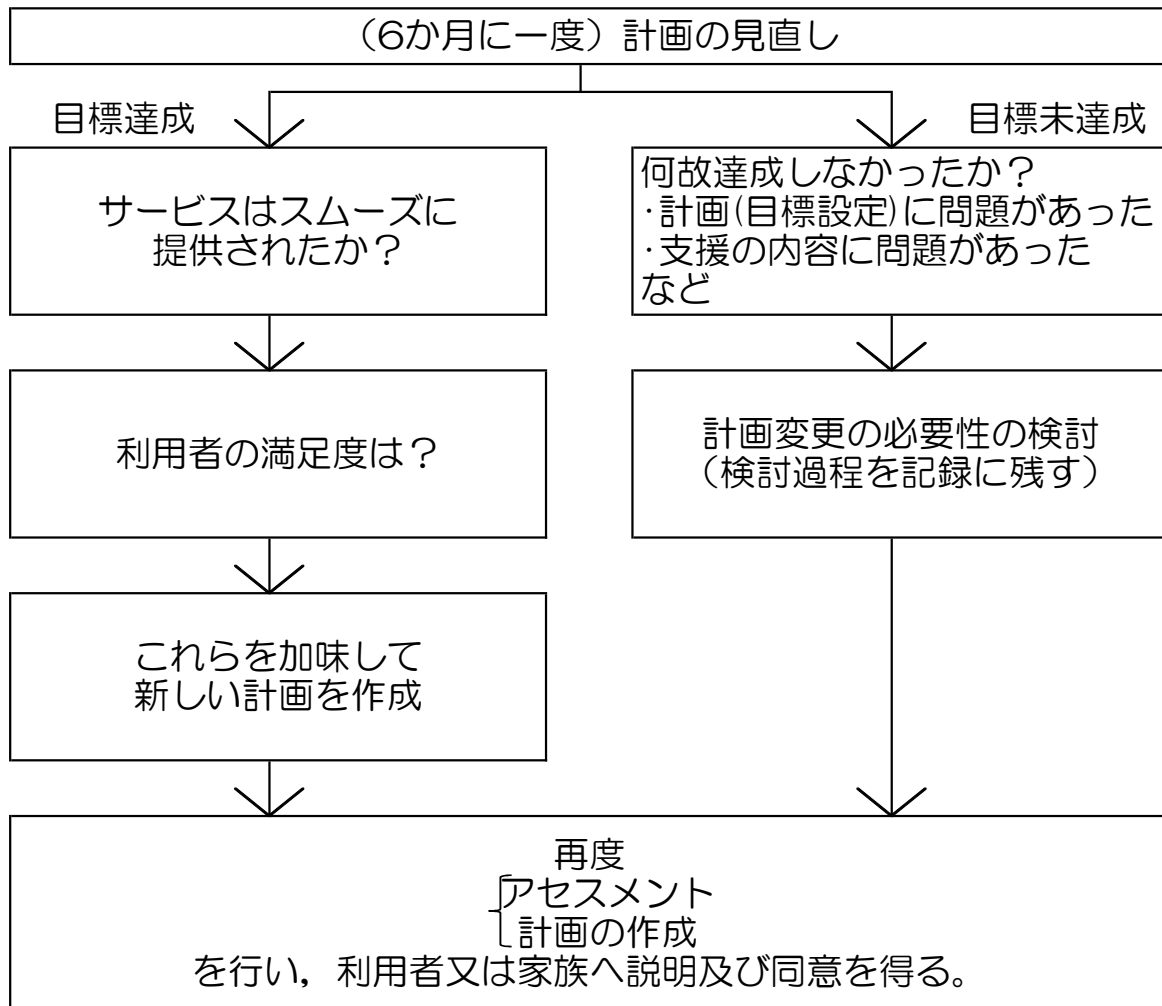
8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

（注:自立訓練・就労移行支援は3か月に一度）

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。



主な指摘事項

- ・期間ごとに、見直しを行っていない。
- ・利用者と面接していない。
- ・家族と連絡をとっていない。
- ・計画内容が一律で同じである(検討をしていない)。
- ・見直しにあたって、計画書の交付や利用者・家族への説明等がされていない。
(計画に変更がない場合を含む)